

耐震診断の方法
(診断方法によって、診断結果の表現が異なります)

診断結果を示します。
例は、附表より、基準を示す「 $1.0 \leq I_s/I_{so}$ 」に当てはまらないため、評価区分「Ⅰ」となり、地震に対する安全性が低いこととなります。

公表例)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途 【県指定施設(※)】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	□□庁舎	愛媛県松山市 □□町	【一 県庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コン クリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」 (2009年版)	$I_s/I_{so}=0.45$ $C_t \cdot S_d=0.22$	耐震改修	平成〇年〇月	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

・評価区分「Ⅰ」及び「Ⅱ」(大地震に対する安全性が高くない場合)は、今後の予定を記載して
います。
・評価区分「Ⅲ」(大地震に対する安全性が高い場合)は、横線「—」となっています。

※各評価区分は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示しています。いずれの区分に該当する建物でも、違法に建築されたり劣化を放置したりでな
い限りは、震度5強程度の中規模地震で損傷するおそれや倒壊するおそれは少ないとされています。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価 【抜粋】

耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性が高い。	II. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性がある。	III. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性が低い。
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_t \cdot S_d < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_t \cdot S_d \leq 1.25$ $1.25 < C_t \cdot S_d$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3 次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_t \cdot S_d < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_t \cdot S_d$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断 基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診 断法」(1997年版)	鉄骨が充てり材の 場合	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_t \cdot S_d$
	鉄骨が非充てり材 の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_t \cdot S_d$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断 基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診 断法」(2009年版)	鉄骨が充てり材の 場合	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_t \cdot S_d$
	鉄骨が非充てり材 の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_t \cdot S_d$
一般財団法人建築保全センターによる 「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un}$ かつ $G_{is} < 1.0$ $1.0 \leq G_{is}$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降にお けるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこ れに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計 算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合す るものであることを確認する方法	—	—	確認できる

?(地域指標)=0.9、G(地盤指標)=1.0、U(用途指標)=1.0、Rt(震動特性係数)=1.0(ただし、いずれも松山市が公表する施設である場合に限る。)

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、
損傷が生ずるおそれや倒壊するおそれは少ない。

(※)『構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果』の欄に記載の、 I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律、Z(地域指標)=0.9、U(用途指標)=1.0として算定した。